

焼津市告示第224号

焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）別表63号の8及び63号の9の市長が定める機関を定める件（平成28年焼津市告示第58号）の全部を改正する。

平成29年7月4日

焼津市長 中野弘道



焼津市手数料条例別表第77号及び第78号の市長が定める機関は、次の表のとおりとする。

申請の区分	市長が定める機関
非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）に係る申請	登録住宅性能評価機関
複合建築物に係る申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である者

備考

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。